**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定居宅介護事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。 | 法第43条平18厚令171第3条第2項 | 運営規程個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171第3条第3項 | 運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。 | 平18厚令171第4条第1項 | 運営規程個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第２　人員に関する基準１　従業者の員数 | 　指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。◎解釈通知第３の１の（１）②　勤務時間数の算定　　勤務日及び勤務時間が不定期な従業者（以下「登録居宅介護等従業者」という。）についての勤務延べ時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。ア　登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録居宅介護等従業者１人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録居宅介護等従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。イ　登録居宅介護等従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延べ時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録居宅介護等従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延べ時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。③　出張所等の従業者の取扱い出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延べ時間数には、出張所等における勤務延べ時間数も含めるものとする。 | 法第43条第1項平18厚令171第5条第1項 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）勤務体制一覧表従業者の資格証 | 利用者数　人従業者の員数（常勤換算）　人従業者要件は巻末資料 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２　サービス提供責任者 | 　指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。（ただし、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。）◎解釈通知第３の１（２）サービス提供責任者（基準第５条第２項）①　配置の基準ア　事業の規模に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。ａ　当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450 時間又はその端数を増すごとに１人以上ｂ　当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに１人以上ｃ　当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上したがって、例えば、月間の延べサービス提供時間が450 時間を超えていても、従業者の数が10 人以下であれば、ｂの基準、利用者の数が40 人以下であればｃの基準によりサービス提供責任者は１人で足りることとなる。（例）延べサービス提供時間640時間、従業者数12人（常勤職員５人及び非常勤職員７人）及び利用者数20人である場合、ｃの基準により、配置すべきサービス提供責任者は１人で足りることとなる。d　cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。この場合次の点に留意する必要がある。・　「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、１月あたり30 時間以内であること。・　「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。・　居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること・　利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること・　利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていることこの場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表５に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。イ　事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱いは次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の２分の１以上に達している者でなければならない。ａ　①のアのａ、ｂ又はｃに基づき、１人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を450で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）、従業者の数を10 で除して得られた数又は利用者の数を40で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）以上とする。ｂ　ａに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのａ、ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者数から１を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。ｃ　①のアのａ、ｂ又はｃに基づき、６人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのａ、ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者の数に２を乗じて３で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。従って、具体例を示すと別表１から３までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。ウ　事業の規模については、前３月の平均値を用いる。この場合、前３月の平均値は、歴月ごとの数を合算し、３で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により推定するものとする。エ　当該指定居宅介護事業所が提供する指定居宅介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1 人として計算すること。②　資格要件サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の従業者から選任すること。ア　介護福祉士イ　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62 年法律第30 号）第40条第２項第２号の指定を受けた学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者ウ　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24 年厚生労働省令第25 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11 年厚生省令第36 号）第22 条の23 第１項に規定する介護職員基礎研修を修了した者エ　居宅介護従業者養成研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（平成25 年厚生労働省告示第104 号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18 年厚生労働省告示第538 号。）第２号に規定する１級課程（以下「１級課程」という。）を修了した者オ　居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18 年厚生労働省告示第538号。）第3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修をいう。以下同じ。）の課程を修了した者であって３年以上介護等の業務に従事した者（ウ、エに掲げる者を除く。）なお、看護師等の資格を有する者については、１級課程　の全科目を免除することが可能とされていたことから、１級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、３年以上の実務経験は要件としないこと。また、介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、アからオまでと同様に取り扱って差し支えないものとする。③　留意点②のオに掲げる「居宅介護職員初任者研修課程を修了した者であって３年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62 年法律第30 号）第40 条第２項第５号に規定する「３年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63 年２月12 日社庶第29 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添２「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）を参考とされたい。この場合、３年間の実務経験の要件が達成された時点と居宅介護職員初任者研修課程の研修修了時点との時間的な前後関係は問わないものであること。また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10 年法律第７号）に基づき設立された特定非営利活動法人が法第36 条第１項の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けることが確実に見込まれる場合であって、当該特定非営利活動法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人格を付与される前の当該団体が行う事業に従事した経験を有する者の従事期間を、当該者の３年の実務経験に算入して差し支えないものとする。なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格としての実務経験に当該従事期間を算入することはできないものであること。④　暫定的な取扱いに係る留意点居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。 | 平18厚令171第5条第2項 | サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）勤務体制一覧表従業者の資格証 | 別表は巻末サービス提供責任者　人（特例除き常勤専従）◆必要人数確認・サービス提供時間　時間・訪問介護員の員数（登録含む）　人・利用者数　人※介護保険（訪問介護）の利用者は合算↓必要人数　人◆常勤換算採用[ ] 有[ ] 無　常勤　人　非常勤　人◆勤務時間　常勤　時間　非常勤　時間※非常勤の時間数は常勤の1/2以上が必要 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ◎解釈通知第３の１（５） 指定重度訪問介護事業所の取扱い①　サービス提供責任者の配置の基準ア　事業の規模に応じて１人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととしているが、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。なお、これについては、最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。また、サービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。ａ　当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000 時間又はその端数を増すごとに１人以上ｂ　当該事業所の従業者の数が20 人又はその端数を増すごとに１人以上ｃ　当該事業所の利用者の数が10 人又はその端数を増すごとに１人以上イ　事業の規模に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。）の２分の１以上に達している者でなければならない。ａ　①のアのａ、ｂ又はｃに基づき、１人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、常勤換算方法で、当該事業所の月間の延べサービス提供時間を1,000 で除して得られた数（小数第一位に切り上げた数）、従業者の数を20 で除して得られた数（小数点第一位に切り上げた数）又は利用者の数を10 で除して得られた数以上とする。ｂ　ａに基づき、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのａ、ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者数から１を減じて得られた数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。ｃ　①のアのａ、ｂ又はｃに基づき、６人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのａ、ｂ又はｃに基づき算出されるサービス提供責任者の数に２を乗じて３で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。従って、具体例を示すと別表４、６及び７に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。②　サービス提供責任者の資格要件サービス提供責任者については、（２）の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。 |  |  |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ◎解釈通知第３の１（６）指定同行援護事業所の取扱い①　サービスを提供する者の実務経験サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22 年法律第67号）第252条の19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252 条の22 第１項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、１年に換算して認定する。②　サービス提供責任者の資格要件指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第556 号）第十号介護給付費等単位数表第10 の１の注２の２の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13 年厚生労働省令第１号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55 年厚生省告示第四号）第４条第１項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者ア　（２）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するものイ　同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。） |  |  |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ◎解釈通知第３の１（７）指定行動援護事業所の取扱い①　サービスを提供する者の資格要件指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち、知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、１年換算して認定するものとする。②　サービス提供責任者の資格要件指定行動援護事業所のサービス提供責任者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、業務の範囲通知のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて３年に換算して認定するものとする。 （ただし、令和６年３月31 日までの間は、令和３年３月31 日において（２）の②のアからオまでのいずれかの要件に該当し、かつ、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に５年以上従事した経験を有することで足りるものとする。） |  |  |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ３　管理者 | 指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し　支えない。）◎解釈通知第３の１（３）管理者（基準第６条）指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。①　当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合②　同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。） | 平18厚令171第6条 | 管理者の勤務形態が分かる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）勤務体制一覧表従業者の資格証【共通】 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ◎解釈通知第３の１（４）準用（基準第７条）基準第５条及び第６条については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、（１）から（３）までを参照されたい。（指定重度訪問介護事業所については、（２）の①は除く。） |  |  | 準用 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | ◎解釈通知第３の１（８）人員の特例要件について①　指定居宅介護事業者が、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合の要件ア　従業者（ホームヘルパー）当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者のうち３つ以上の指定を受ける場合も同様とする。）イ　サービス提供責任者当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護を合わせた事業の規模に応じて１以上で足りるものとする。（同上）ただし、指定重度訪問介護事業所が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を併せて行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、次のいずれかに該当する員数を置くこととする。（同上）ａ　（２）の①の基準のいずれかに該当する員数（ただし、（２）の①のアのｃ又はd によりサービス提供責任者の員数を算出する場合においては、重度訪問介護の利用者が10人以下の場合に限り、「指定重度訪問介護の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに１人以上」、「指定重度訪問介護の利用者の数が50 人又はその端数を増すごとに１人以上」に読み替えて算出することができるものとする。）ｂ　指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護については（２）の①の基準のいずれかに該当する員数、指定重度訪問介護については（５）の①の基準のいずれかに該当する員数、のそれぞれを合計した員数（ただし、（５）の①のアのｂの基準により指定重度訪問介護のサービス提供責任者の員数を算出する場合は、「指定重度訪問介護専従の従業者20 人又はその端数を増すごとに１人以上」に読み替えて算出するものとする。この場合、指定重度訪問介護と指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護の双方に従事する従業者については、（２）の①のアのｂの基準を適用し員数を算出した上で、「指定重度訪問介護専従の従業者20人又はその端数を増すごとに１人以上」の基準により算出した員数と合計した員数を配置することとする。）ウ　管理者当該事業所に置くべき管理者が、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。（同上）なお、アからウまでの取扱いについては、指定重度訪問介護事業者が指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護を、指定同行援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定行動援護を、指定行動援護事業者が指定居宅介護、指定重度訪問介護又は指定同行援護を併せて行う場合も同様とする。②　介護保険との関係介護保険法（平成９年法律第123 号）による指定訪問介護事業又は第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26 年法律第83 号）第５条による改正前の介護保険法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）（以下この②において「指定訪問介護等」という。）の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。ア　当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上指定重度訪問介護については、①のイのａの基準を適用し、員数を算出するものとする。イ　指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。③　移動支援事業との兼務についてサービス提供責任者は、（２）の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第５条第26 項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて（２）の①の基準のいずれかにより算出し、１以上で足りるものとする。なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのａ又はｂ（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。 |  |  |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第３　設備に関する基準　設備及び備品等【共通】 | 　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。◎解釈通知第３の２（１）事務室指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。（２）受付等のスペースの確保事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。（３）設備及び備品等指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。（４）設備の特例要件について１の（８）の①、②及び③に該当する場合の設備要件については、（１）から（３）までに準じて取り扱われたい。（５）準用（基準第８条第２項）基準第８条第１項については、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所に準用されるものであることから、指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所及び指定行動援護事業所については、（１）から（４）までを参照されたい。 | 法第43条第2項平18厚令171第8条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第４　運営に関する基準１　内容及び手続の説明及び同意【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。◎解釈通知第３の３（１）内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第１項の規定に基づき、①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②　当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容③　当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項④　指定居宅介護の提供開始年月日⑤　指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 法第43条第2項平18厚令171第9条第1項 | 重要事項説明書利用契約書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平18厚令171第9条第2項 | 重要事項説明書利用契約書その他利用者に交付した書面 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２　契約支給量の報告等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。◎解釈通知第３の３（２）①　契約支給量等の受給者証への記載　　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。 | 平18厚令171第10条第1項 | 受給者証の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | 平18厚令171第10条第2項 | 受給者証の写し契約内容報告書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 平18厚令171第10条第3項 | 契約内容報告書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）指定居宅介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っているか。  | 平18厚令171第10条第4項 | 受給者証の写し契約内容報告書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ３　提供拒否の禁止【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護の提供を拒んでいないか。◎解釈通知第３の３（３）指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合④　入院治療が必要な場合である。 | 平18厚令171第11条 | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否事例の有無□有□無有の場合の理由※ｻｰﾋﾞｽ提供困難時の対応も確認 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 平18厚令171第12条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ５　サービス提供困難時の対応【共通】 | 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平18厚令171第13条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ６　受給資格の確認【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 平18厚令171第14条 | 受給者証の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171第15条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申込事例[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171第15条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ８　心身の状況等の把握【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171第16条 | アセスメント記録ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171第17条第1項 | 個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171第17条第2項 | 個別支援計画ケース記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 10　身分を証する書類の携行【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。◎解釈通知第３の３（８）利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。なお、この証書等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | 平18厚令171第18条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 11　サービスの提供の記録【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度、記録しているか。◎解釈通知第３の３（９）①　記録の時期基準第19条第１項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。②　利用者の確認同条第２項は、同条第１項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令171第19条第1項 | サービス提供の記録 | 報酬請求と合致 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、（１）の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けているか。 | 平18厚令171第19条第2項 | サービス提供の記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 12　指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 平18厚令171第20条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 徴収している金銭[ ] 有[ ] 無内容 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 （ただし、１３の（１）から（３）までに掲げる支払については、この限りでない。） |  | 適宜必要と認める資料 | 同意確認方法 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 平18厚令171第21条第1項 | 請求書領収書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支　　払を受けているか。 | 平18厚令171第21条第2項 | 請求書領収書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、（１）及び（２)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に、支給決定障害者等から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。 | 平18厚令171第21条第3項 | 請求書領収書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）指定居宅介護事業者は、（１）から（３）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 平18厚令171第21条第4項 | 領収書 | 口座引落の場合の交付時期と方法 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）指定居宅介護事業者は、（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 平18厚令171第21条第5項 | 重要事項説明書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。　この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令171第22条 | 適宜必要と認める資料 | 上限管理事業所となってる事例　件 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 15　介護給付費の額に係る通知等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 平18厚令171第23条第1項 | 通知の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 平18厚令171第23条第2項 | サービス提供証明書の写し |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 16　指定居宅介護の基本取扱方針【共通】 | （１）指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。◎解釈通知第３の３（１４）指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならないものであること。 | 平18厚令171第24条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 平18厚令171第24条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 17　指定居宅介護の具体的取扱方針【共通】 | 　指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。　①　指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。　②　指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　③　指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。　④　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。 | 平18厚令171第25条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 18　居宅介護計画の作成【共通】 | （１）サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。◎解釈通知第３の３（１６）サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。なお、居宅介護計画は次の点に留意して作成されるものである。①　サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及びその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。②　居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。③　居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。④　サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 | 平18厚令171第26条第1項 | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しているか。 | 平18厚令171第26条第2項 | 個別支援計画及び交付した記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171第26条第3項 | 個別支援計画 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）居宅介護計画に変更があった場合、（1）及び（2）に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171第26条第4項 | 個別支援計画 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 19　同居家族に対するサービス提供の禁止【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはいないか。 | 平18厚令171第27条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 20　緊急時等の対応【共通】 | 　従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171第28条 | 緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 21　支給決定障害者等に関する市町村への通知【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 平18厚令171第29条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 22　管理者及びサービス提供責任者の責務 【共通】 | （１）指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。 | 平18厚令171第30条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 代表者名サービス提供が中心になっていないか | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）第２章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平18厚令171第30条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）サービス提供責任者は、１８に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。 | 平18厚令171第30条第3項 | 利用申込み時の記録サービス提供内容を管理していることが分かる書類（運営規程等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 23　運営規程【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。　①　事業の目的及び運営の方針　②　従業者の職種、員数及び職務の内容　③　営業日及び営業時間　④　指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額　⑤　通常の事業の実施地域　⑥　緊急時等における対応方法　⑦　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　⑧　虐待の防止のための措置に関する事項 　⑨　その他運営に関する重要事項◎解釈通知第３の３（２０）指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、基準第31 条第１号から第９号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする）。①　従業者の職種、員数及び職務の内容（第２号）従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第９条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。②　指定居宅介護の内容（第４号）　　「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院等介助、家事援助、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）のサービスの内容を指すものであること。③　支給決定障害者等から受領する費用の額（第４号）　　指定居宅介護に係る利用者負担額のほかに、基準第21 条第３項に規定する額を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。④　通常の事業の実施地域（第５号）　　通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。⑤　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類（第７号）　　指定居宅介護事業者は、障害種別等にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の障害特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。この場合、当該対象者から指定居宅介護の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならないものであること。（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。⑥　虐待の防止のための措置に関する事項（第８号）「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23 年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア　虐待の防止に関する責任者の選定イ　成年後見制度の利用支援ウ　苦情解決体制の整備エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）オ　基準第40 条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。⑦　その他運営に関する重要事項（第９号）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 平18厚令171第31条 | 運営規程 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 24　介護等の総合的な提供【居宅介護】【重度訪問介護】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることはないか。◎解釈通知第３の３（２１）①　基本方針基準第４条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。指定居宅介護は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならず（通院等介助又は通院等乗降介助を行う指定居宅介護事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない｡）、また、指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等介助又は通院等乗降介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。②　特定のサービスに偏ることの禁止サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。この「偏ること」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。 | 平18厚令171第32条 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 25　勤務体制の確保等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。◎解釈通知第３の３（２２）利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。①　基準第33条第１項は、指定居宅介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。 | 平18厚令171第33条第1項 | 従業者の勤務表 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。◎解釈通知第３の３（２２）②　同条第２項は、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供するべきことを規定したものであるが、指定居宅介護事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。 | 平18厚令171第33条第2項 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。◎解釈通知第３の３（２２）③　同条第３項は、当該指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 | 平18厚令171第33条第3項 | 研修計画、研修実施記録 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。◎解釈通知第３の３（２２）④　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171第33条第4項 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 26　業務継続計画の策定等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。◎解釈通知第３の３（２３）①　基準第33条の２は、指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33 条の２に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。　②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携 | 平18厚令171第33条の２第1項 | 業務継続計画 | 令和６年３月３１日まで努力義務業務継続計画[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。◎解釈通知第３の３（２３）　③　従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171第33条の２第2項 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | 年１回以上の研修[ ] 有[ ] 無年１回以上の訓練[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | 平18厚令171第33条の２第3項 | 業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 27　衛生管理等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。◎解釈通知第３の３（２４）　①　基準第34 条第１項及び第２項は、指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅介護事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 | 平18厚令171第34条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 従業者の健康診断状況 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 平18厚令171第34条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。　①　当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。　③　当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。◎解釈通知第３の３（２４）　②　同条第３項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第４条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定居宅介護事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定居宅介護事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該指定居宅介護事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、指定居宅介護事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定居宅介護事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定居宅介護事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定居宅介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定居宅介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171第34条第3項 | 委員会議事録感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 28　掲示【共通】 | 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。◎解釈通知第３の３（２５）①　基準第35条第１項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。ア　指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令171第35条第1項、第2項 | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 【共通】 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 29　身体拘束等の禁止【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。◎解釈通知第３の３（２６）①　基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171第35条の2第1項 | 個別支援計画身体拘束等に関する書類 | 拘束事例[ ] 有[ ] 無有の場合記録[ ] 有[ ] 無身体拘束廃止未実施減算あり（記録以外は令和５年４月１日から適用） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 | 平18厚令171第35条の2第2項 | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | 令和４年３月３１日まで努力義務少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催[ ] 有[ ] 無指針の整備[ ] 有[ ] 無年間１回以上の研修[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。◎解釈通知第３の３（２６）②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること　。③　同条同項第２号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方　針エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令171第35条の2第3項 | 委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 30　秘密保持等【共通】 | （１）指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◎解釈通知第３の３（２７）①　基準第36 条第１項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 | 平18厚令171第36条第1項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、従業者及び管理　　者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◎解釈通知第３の３（２７）　②　同条第２項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 平18厚令171第36条第2項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。◎解釈通知第３の３（２７）③　同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171第36条第3項 | 個人情報同意書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 31　情報の提供等【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171第37条第1項 | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介　　護事業者について広告をする場合において　　は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平18厚令171第37条第2項 | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 32　利益供与等の禁止【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平18厚令171第38条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平18厚令171第38条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 33　苦情解決【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171第39条第1項 | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 | 苦情対応マニュアル[ ] 有[ ] 無重要事項説明書への記載[ ] 有[ ] 無掲示[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平18厚令171第39条第2項 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル | 記録[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第39条第3項 | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第39条第4項 | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171第39条第5項 | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （６）指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171第39条第6項 | 都道府県等への報告書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （７）指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平18厚令171第39条第7項 | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 34　事故発生時の対応【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◎解釈通知第３の３（２７）利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、次の点に留意するものとする。①　利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。②　指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。③　指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171第40条第1項 | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 | マニュアル[ ] 有[ ] 無具体的な内容とされているか従業者への周知[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令171第40条第2項 | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 | 事例[ ] 有[ ] 無記録[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平18厚令171第40条第3項 | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等） | 賠償保険加入[ ] 有[ ] 無 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 35　虐待の防止【共通】 | 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。◎解釈通知第３の３(31)①　同条第１号の虐待防止委員会の役割は、・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成　）・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のような対応を想定している。ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。②　指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ　虐待発生時の対応に関する基本方針カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針③　同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。④　同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 平18厚令171第40条の2 | 委員会議事録研修を実施したことが分かる書類担当者を配置していることが分かる書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 36　会計の区分【共通】 | 　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平18厚令171第41条 | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 37　記録の整備【共通】 | （１）指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。◎解釈通知第３の３（３３）　指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第42条第２項により、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該居宅介護を提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。①　指定居宅介護に関する記録ア　基準第19条に規定する指定居宅介護の提供に係る記録イ　基準第26条に規定する居宅介護計画ウ　基準第35条の２第２項に規定する身体拘束等の記録エ　基準第39条に規定する苦情の内容等に係る記録オ　基準第40条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録②　基準第29条に規定する市町村への通知に係る記録 | 平18厚令171第42条第1項 | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から５年間保存しているか。 | 平18厚令171第42条第2項 | 各種記録簿冊 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 38　電磁的記録等【共通】 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第５　変更の届出等 | （１）指定居宅介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第2項施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第６　共生型障害福祉サービスに関する基準１　共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準 | 　共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して次の基準を満たしているか。（１）指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。 | 平18厚令171第43条の2 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 | 平18厚令171第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２　準用 | （第1の（3）、第２（２、３）及び第4を準用） | 平18厚令171第43条の4準用（第4条第1項、第5条第2項、第6条並びに第9条から第42条まで） | 同準用項目と同一文書 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ３　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。 | 平18厚令171第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。 |  |  |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| 第８　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い１　基本事項 | （１）指定居宅介護に要する費用の額は、平成18　年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。　（ただし、その額が現に当該指定居宅介護に　要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅介護に要した費用の額となっているか。） | 平18厚告523の一平18厚告539法第29条第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）（１）の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ２　居宅介護サービス費 | （１）居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第2の1に規定する指定居宅介護事業所の従業者が第1の（3）に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）①　居宅介護サービス費の算定について居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。事業者は、当該居宅介護計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位（家事援助においては、最初の30 分以降は15 分を単位とする。）として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。なお、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要であること。②　基準単価の適用について居宅介護計画上のサービス提供時間と実際のサービス提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に居宅介護計画の見直しを行う必要があること。③　居宅介護の所要時間について(一)　居宅介護の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間30 分未満の「居宅における身体介護が中心である場合」（以下「身体介護中心型」という。）など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、１日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。したがって、単に１回の居宅介護を複数回に区分して行うことは適切ではなく、１日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね２時間以上の間隔を空けなければならないものとする。別のサービス類型を使う場合は、間隔が２時間未満の場合もあり得るが、身体介護中心型を30分、連続して「家事援助が中心である場合」（以下「家事援助中心型」という。）を30分、さらに連続して身体介護中心型を算定するなど、別のサービス類型を組み合わせることにより高い単価を複数回算定することは、単価設定の趣旨とは異なる不適切な運用であり、この場合、前後の身体介護を１回として算定する。なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する居宅介護との間隔が２時間未満である場合はこの限りではない。(二)　１人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して居宅介護を行った場合も、１回の居宅介護としてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。(三)　「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護等にあってはこの限りでない。所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。 | 平18厚告523別表第1の1の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 計画書上、所要時間及び具体的内容が分かるようになっているか（身体介護、家事援助等） | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （２）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。①　区分2以上に該当していること。②　平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。イ　歩行「全面的な支援が必要」ロ　移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ハ　移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ニ　排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」ホ　排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」◎留意事項通知第２の２の（１）⑤　「通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」（以下「通院等介助（身体介護を伴う場合）」という。）又は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」（以下「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」という。）（以下「通院等介助」と総称する。）の単位を算定する場合について利用目的について、「通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のため」とは、病院への通院等（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）を行う場合、公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために官公署に訪れる場合、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所を訪れる場合をいうものであるが、相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含むものとする。なお、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」（以下「通院等乗降介助」という。）としての通院等の介助と同じものである。 | 平18厚告523別表第1の１の注2平26厚令5別表第一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （３）家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（家族等）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）④　「家事援助中心型」の単位を算定する場合について「家事援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、家族等の障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むものであること。 |  |  |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （４）居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第1の１の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （５）居宅における身体介護が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。　　　ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。①　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合　　　　所定単位数の100分の70に相当する　　　単位数②　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数 　イ　所要時間3時間未満の場合　　　　　平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数　　　ロ　所要時間3時間以上の場合635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数◎留意事項通知第２の２の（１）⑧　「通院等乗降介助」等と「身体介護中心型」の区分について「通院等乗降介助」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を行うことの前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（入浴介助、食事介助など）に30 分～１時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、これらを通算した所要時間に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」及び「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数は算定できない。なお、本取扱いは、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の対象者には適用しないものであること。⑨　サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて(一)　「身体介護中心型」の単位を算定する場合ア　介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19 年法律第125 号）附則第２条第２項の規定により行うことができることとされた同法第２条の２の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62 年法律第30号）第40条第２項第２号の指定を受けた学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）、居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）（以下「初任者研修課程修了者等」と総称する。）→「所定単位数」イ　障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22 条の23 第１項に規定する訪問介護に関する３級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）及び実務経験を有する者（平成18 年３月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）（以下「基礎研修課程修了者等」と総称する。）→「所定単位数の100分の70に相当する単位数」ウ　重度訪問介護従業者養成研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「重度訪問介護研修修了者」という。）であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者→「所要時間３時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間３時間以上の場合は635単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数」(六)　その他居宅介護従業者の資格要件については、居宅介護が短時間に集中して支援を行う業務内容であることを踏まえ、初任者研修課程修了者等を基本とし、基礎研修課程修了者等がサービスを提供する場合には報酬の減算を行うこととしているものである。なお、重度訪問介護研修修了者は、専ら重度訪問介護に従事することを目的として養成されるものであることから、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとすること。⑩　居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて(一)　「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合(ⅰ)　基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数(ⅱ)　重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合(ⅰ)　初任者研修課程修了者等が派遣される場合基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数(ⅱ)　重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数ウ　居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 | 平18厚告523別表第1の１の注5平18厚告548の一平18厚告548の二平18厚告548の四平18厚告523別表第2の1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （６）通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。　　　ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。①　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合所定単位数の100分の70に相当する単位数②　平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合　次のイ又はロに掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又はロに掲げる単位数 イ　所要時間3時間未満の場合　　　　平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第2の１に規定する所定単位数　　ロ　所要時間3時間以上の場合635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数◎留意事項通知第２の２の（１）⑦　「通院等乗降介助」と「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の区分について「通院等乗降介助」を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。（例）（乗車の介助の前に連続して）寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。⑨　サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて(二)　「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の単位を算定する場合ア　初任者研修課程修了者等→「所定単位数」イ　基礎研修課程修了者等及び廃止前の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修及び知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（これらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を含む。）（以下「旧外出介護研修修了者」という。）→「所定単位数の100分の70に相当する単位数」ウ　重度訪問介護研修修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者→「所要時間３時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数、所要時間３時間以上の場合は635単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数」⑩　居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて(一)　「身体介護中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」次のアからウまでに掲げる場合に応じた所定単位数を算定する。ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合(ⅰ)　基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数(ⅱ)　重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合(ⅰ)　初任者研修課程修了者等が派遣される場合基礎研修課程修了者等又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数(ⅱ)　重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数ウ　居宅介護計画上重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の居宅介護従業者が派遣される場合重度訪問介護研修修了者であって身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者が派遣される場合の単位数 | 平18厚告523別表第1の１の注6平18厚告548の一平18厚告548の三平18厚告548の四平18厚告523別表第2の1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （７）家事援助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑨　サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて(三)　「家事援助中心型」の単位を算定する場合ア　初任者研修課程修了者等及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36 号）第22 条の23 第１項に規定する生活援助従事者研修課程修了者（以下「生活援助従事者研修修了者」という。）→「所定単位数」イ　基礎研修課程修了者等及び重度訪問介護研修修了者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」⑩　居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて(二)　「家事援助中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | 平18厚告523別表第1の１の注7平18厚告548の一及び五 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （８）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等行った場合に、所定単位数を算定しているか。　　　ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑨　サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて(四)　「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」の単位を算定する場合ア　初任者研修課程修了者等及び生活援助従事者研修修了者→　「所定単位数」イ　基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」⑩　居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて(二)　「家事援助中心型」又は「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等又は生活援助従事者研修課程修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | 平18厚告523別表第1の１の注8平18厚告548の一及び六 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （９）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。　　　ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等のための乗車又は降車の介助が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑥　「通院等乗降介助」の単位を算定する場合について(一)　指定居宅介護事業所等が「通院等乗降介助」を行う場合には、当該所定単位数を算定することとし、身体介護中心型、通院等介助の所定単位数は算定できない。当該所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26 年法律第183 号）等他の法令等に抵触しないよう留意すること。なお、移送行為そのもの、すなわち運転時間中は当該所定単位数の算定対象ではなく、移送に係る経費（運賃）は評価しない。(二)　当該所定単位数を算定することができる場合、片道につき所定単位数を算定する。よって、乗車と降車のそれぞれについて区分して算定することはできない。(三)　複数の利用者に「通院等乗降介助」を行った場合であって、乗降時に１人の利用者に対して１対１で行う場合には、それぞれ算定できる。なお、効率的なサービスの観点から移送時間を極小化すること。(四)　サービス行為について、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」とは、それぞれ具体的に介助する行為を要することとする。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために、移動時、転倒しないように側について歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る場合は算定対象となるが、乗降時に車両内から見守るのみでは算定対象とならない。また、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」に加えて、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」を行うか、又は、「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を行う場合に算定対象となるものであり、これらの移動等の介助又は受診等の手続を行わない場合には算定対象とならない。(五)　「通院等乗降介助」は、「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」、「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」及び「通院先での受診等の手続、移動等の介助」を一連のサービス行為として含むものであり、それぞれの行為によって細かく区分し、「通院等乗降介助」又は「通院等介助」として算定できない。例えば、通院等に伴いこれに関連して行われる、居室内での「声かけ・説明」・「病院等に行くための準備」や通院先等での「院内の移動等の介助」は、「通院等乗降介助」に含まれるものであり、別に「通院等介助」として算定できない。なお、同一の事業所において、１人の利用者に対して複数の居宅介護従業者が交代して「通院等乗降介助」を行った場合も、１回の「通院等乗降介助」として算定し、居宅介護従業者ごとに細かく区分して算定できない。(六)　「通院等乗降介助」を算定するに当たっては、適切なアセスメントを通じて、生活全般の解決すべき課題に対応した様々なサービス内容の１つとして、総合的な援助の一環としてあらかじめ居宅介護計画に位置付けられている必要がある。⑨　サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて(五)　「通院等乗降介助」の単位を算定する場合ア　初任者研修課程修了者等→「所定単位数」イ　基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者及び旧外出介護研修修了者→「所定単位数の100分の90に相当する単位数」⑩　居宅介護計画上派遣が予定されている種別の従業者と異なる種別の従業者により居宅介護が行われた場合の所定単位数の取扱いについて(三)　「通院等乗降介助」ア　居宅介護計画上初任者研修課程修了者等が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数イ　居宅介護計画上基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣されることとされている場合に、事業所の事情によりそれ以外の従業者が派遣される場合基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数 | 平18厚告523別表第1の１の注9平18厚告548の一及び六 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （9の2）居宅介護職員初任者研修課程修了者等をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所等において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑪　居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の取扱いについて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月６日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の第３の１の(２)の④において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、３年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである。」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。このため、指定居宅介護事業所等において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に居宅介護サービス費を減算することとしたところであり、当該者を配置する指定居宅介護事業所等は、早期にこれらの者に介護福祉士の資格取得等をさせるよう努めること。 | 平18厚告523別表第1の1の注9の2平18厚告548第6号の2平18厚告538第1条第3号、第8号、第13号又は第18号 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （9の3）①同一敷地内建物等に居住する利用者（1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は②指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、③指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑫　指定居宅介護事業所等と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）等に居住する利用者に対する取扱いについて(一)　同一敷地内建物等の定義注９の３における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護事業所等と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護事業所等と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定居宅介護事業所等がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。(二)　同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。以下同じ。）の定義ア　「当該指定居宅介護事業所等における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(一)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護事業所等の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。(三)　当該減算は、指定居宅介護事業所等と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を１例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。（同一敷地内建物等該当しないものの例）・　同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合(四)　(一)及び(二)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護事業所等の指定居宅介護事業者等と異なる場合であっても該当するものであること。(五)　同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義ア　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定居宅介護事業所等の利用者が50 人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。イ　この場合の利用者数は、１月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。 | 平18厚告523別表第1の1の注9の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （10）平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。○厚生労働大臣が定める要件一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費(以下「重度訪問介護サービス費」という。)の注7本文、同表の第2の2の移動介護加算(以下「移動介護加算」という。)の注2本文、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5、同表の第4の1の行動援護サービス費の注4及び同表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注2の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「居宅介護等」という。)又は重度障害者等包括支援として提供される居宅介護等を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のイからハまでのいずれかに該当する場合とする。イ　障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合ロ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合ハ　その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合◎留意事項通知第２の２の（１）⑬　２人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について(一)　２人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。）第１号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第１号ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。(二)　居宅介護従業者のうち１人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合の取扱い派遣された２人の居宅介護従業者のうちの１人が基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者で、１人がそれ以外の者である場合については、基礎研修課程修了者等、重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者については、基礎研修課程修了者等が派遣される場合の単位数（当該居宅介護従業者が重度訪問介護研修修了者又は旧外出介護研修修了者である場合には、それぞれ重度訪問介護研修修了者が派遣される場合の単位数又は旧外出介護研修修了者が派遣される場合の単位数）を、それ以外のヘルパーについては所定単位数を、それぞれ別に算定すること。 | 平18厚告523別表第1の１の注10平18厚告546 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （11）夜間（午後6時から午後10時まで）又は早朝（午前6時から午前8時まで）に指定居宅介護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑭　早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。ただし、基準額の最小単位（最初の30分とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること）。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること）。なお、「家事援助」については、基準額の最小単位以降の15分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該15分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該15分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が８分未満である場合には、当該15分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること）。また、「通院等乗降介助」については、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間（運転時間を除く。）が15分未満である場合には、多くの時間（運転時間を除く。）を占める時間帯の算定基準により算定すること）。なお、土日祝日等におけるサービス提供を行った場合であっても、土日祝日等を想定した加算はないこと。 | 平18厚告523別表第1の１の注11 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （12）平成18年厚生労働省告示第543号に定める「厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。　　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ②特定事業所加算（Ⅱ）　所定単位数の100　　　分の10に相当する単位数 ③特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の100　　　分の10に相当する単位数 ④特定事業所加算（Ⅳ）　所定単位数の100　　　分の5に相当する単位数○厚生労働大臣が定める基準イ　特定事業所加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。(２)　次に掲げる基準に従い、指定居宅介護又は共生型居宅介護が行われていること。(一)　利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。(二)　指定居宅介護又は共生型居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。(３)　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。(４)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第三十一条第六号(指定障害福祉サービス基準第四十三条の四において準用する場合を含む。)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。(５)　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。(６)　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条又は第四十三条の二第一号の規定により置くべき従業者(以下「指定居宅介護等従業者」という。)のうち介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(以下「実務者研修修了者」という。)、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号)による改正前の介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二条の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。)及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示(平成二十五年厚生労働省告示第百四号)による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。(７)　当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。(８)　指定障害福祉サービス基準第五条第二項(指定障害福祉サービス基準第四十三条の四において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。(９)　前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰かくたん吸引等を必要とする者」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。ロ　特定事業所加算(Ⅱ)イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。ハ　特定事業所加算(Ⅲ)イの(1)から(5)まで及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。ニ　特定事業所加算(Ⅳ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　イの(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。(２)　指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。(３)　指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。(４)　前年度又は算定日が属する月の前三月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分四以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。◎留意事項通知第２の２の（１）⑮　特定事業所加算の取扱いについて特定事業所加算の各算定要件については、次に定めるところによる。(一)　体制要件ア　計画的な研修の実施厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号。以下「第543号告示」という。）第１号イ(１)の「居宅介護従業者ごとに研修計画を作成」又は同号ニ(２)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。イ　会議の定期的開催第543号告示第１号イ(２)(一)の「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は当該共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が従業者１人ひとりと個別に、又は数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね１月に１回以上開催されている必要がある。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。ウ　文書等による指示及びサービス提供後の報告第543号告示第１号イ(２)(二)の「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。・　利用者のＡＤＬや意欲・　利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・　家族を含む環境・　前回のサービス提供時の状況・　その他サービス提供に当たって必要な事項「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、１日のうち、同一の居宅介護従業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。同(二)の「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、ＦＡＸ、メール等によることも可能である。また、利用者に対して、原則として土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。なお、同(二)の居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。エ　定期健康診断の実施第543号告示第１号イ(３)の健康診断等については、労働安全衛生法によ り定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。オ　緊急時における対応方法の明示第543号告示第１号イ(４)の「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。カ　熟練した居宅介護従業者の同行による研修第543号告示第１号イ(５)の「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。(二)　人材要件ア　居宅介護従業者要件第543号告示第１号イ(６)の介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び１級課程修了者の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。なお、介護福祉士、実務者研修修了者又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは１級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。看護師等の資格を有する者については、１級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、１級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(６)の要件に含むものとする。また、同(６)の「常勤の居宅介護従業者」とは、サービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。なお、常勤の居宅介護従業者とは、事業所で定めた勤務時間（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）のすべてを勤務している居宅介護従業者をいう。イ　サービス提供責任者要件第543号告示第１号イ(７)の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。「５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者若しくは１級課程修了者」について、看護師等の資格を有する者については、１級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、１級課程又は居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、同(７)の要件に含むものとする。また、同(８)については、指定障害福祉サービス基準第５条第２項の規定 により常勤のサービス提供責任者を２人配置することとされている事業所において、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を１人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を２人以上配置しなければならないとしているものである。なお、同号ニ(３)については、指定障害福祉サービス基準第５条第２項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が２人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であって、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数（サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。）を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置しなければならないこととしているものである。(三)　重度障害者対応要件第543号告示第１号イ(９)の障害支援区分５以上である者又は同号ニ(４)の障害支援区分４以上である者、喀痰吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）を必要とする者の割合については、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業又はその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。(四)　割合の計算方法(二)アの職員の割合及び(三)の利用実人員の割合の計算は、次の取扱いによるものとする。ア　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。イ　前３月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第１の５の届出を提出しなければならない。◎平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るＱ＆Ａ（VOL.3）【特定事業所加算】問２－２特定事業所加算における「計画的な研修の実施」を行う上での留意事項を示されたい。（答）研修計画の策定に当たっては、当該計画の期間については定めていないため、当該従業者の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。また、計画の策定については、全体像に加えて、従業者ごとに策定することとされているが、この従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。なお、計画については、すべての従業者が概ね１年の間に１回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。◎平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るＱ＆Ａ（VOL.1）【特定事業所加算】問２－４特定事業所加算の算定要件の一つである「訪問系サービス事業者が実施する健康診断」の取扱いはどうなるのか。また、上記の健康診断を非常勤従業者が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的に受診する場合の取扱いはどうなるのか。（答）事業者が実施する健康診断は、労働安全衛生法と同等の定期健康診断である。健康診断については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施するものとする。平成２１年度については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。また、年度途中から新規に事業を開始する場合においても、同様の取扱いとする。なお、従業者が事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受診することを希望せず、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受診したものとして取り扱って差し支えない。 | 平18厚告523別表第1の１の注12 平18厚告543の一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出[ ] （Ⅰ）[ ] （Ⅱ）[ ] （Ⅲ）[x] 該当なし | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （13）平成21年厚生労働省告示第176号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚告第176号）一　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域二　奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島三　豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地五　山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村六　小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島七　半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域九　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域十　沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島◎留意事項通知第２の２の（１）⑯　特別地域加算の取扱いについて特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第５号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21 条第３項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 | 平18厚告523別表第1の１の注13 平21厚告176 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 該当があれば受給者証に記載 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （14）居宅における身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑰　緊急時対応加算の取扱いについて(一)　「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護（身体介護が中心である場合及び通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24 時間以内に行った場合をいうものとする。(二)　当該加算は、１回の要請につき１回を限度として算定できるものとする。(三)　当該加算の対象となる居宅介護の所要時間については、③(一)及び(三)の規定は適用されないものとする。したがって、所要時間が20 分未満であっても、30 分未満の身体介護中心型の所定単位数の算定及び当該加算の算定は可能であり、当該加算の対象となる居宅介護と当該居宅介護の前後に行われた居宅介護の間隔が２時間未満であった場合であっても、それぞれの所要時間に応じた所定単位数を算定する（所要時間を合算する必要はない）ものとする。(四)　緊急時対応加算の対象となる指定居宅介護等の提供を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該居宅介護の提供時刻及び緊急時対応加算の算定対象である旨等を記録するものとする。 | 平18厚告523別表第1の１の注14  | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | (15)(14)の加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、更に１回につき所定単位数に50単位を加算する。◎留意事項通知第２の２の（１）⑰　緊急時対応加算の取扱いについて（五）　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、１回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 | 平18厚告523別表第1の１の注15 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | (16)指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項（指定障害福祉サービス基準第43条の４において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。ただし、令和５年３月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。 | 平18厚告523別表第1の１の注16 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 身体拘束廃止未実施減算 | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
|  | （17）利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（共同生活援助サービス費(５)を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護サービス費を、算定していないか。 | 平18厚告523別表第1の１の注17 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ３　初回加算 | 　指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑱　初回加算の取扱いについて(一)　本加算は、利用者が過去２月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。(二)　サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合については、指定障害福祉サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、居宅介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。 | 平18厚告523別表第1の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ４　利用者負担上額管理加算 | 　指定居宅介護事業者共生型居宅介護の事業を行う者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第1の3の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ５　喀痰吸引等支体制加算 | 　指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従業者をいう。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、2の(12)の①の特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。 | 平18厚告523別表第1の4の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ６　福祉専門職員等連携加算 | 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。◎留意事項通知第２の２の（１）⑳　福祉専門職員等連携加算について(一)　「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わったサービス事業所、指定障害者支援施設等又は医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師、作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等の国家資格を有する者（以下「社会福祉士等」という。）との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護従業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善及び維持の可能性の評価等（以下「アセスメント」という。）を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。(二)　社会福祉士等は、利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性及び、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画となるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。(三)　社会福祉士等は、(一)の「アセスメント」及び(二)の当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。(四)　本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時間帯に訪問する初回の日から起算して90 日以内で上限３回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。(五)　指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 | 平18厚告523別表第1の4の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ７　福祉・介護職員処遇改善加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　２から６までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　２から6までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　２から6までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数◎厚生労働大臣が定める基準二　介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(２)　当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。(３)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。(４)　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(５)　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。(６)　当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。(７)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。(三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。(四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。(五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。(六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。(８)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。(２)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。(二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること　　。 | 平18厚告523別表第1の5の注平18厚告543の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出[ ] （Ⅰ）[ ] （Ⅱ）[ ] （Ⅲ）[ ] 該当なし | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ８　福祉・介護職員特定処遇改善加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　２から6までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　２から6までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数◎厚生労働大臣が定める基準三　介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(１)　障害福祉人材(福祉・介護職員又は心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(一)　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。(二)　当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。(三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。(四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。(２)　当該指定居宅介護事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。(３)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。(４)　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(５)　居宅介護サービス費における特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを届け出ていること。(６)　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(７)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。(８)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | 平18厚告523別表第1の6の注平18厚告543の三 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出[ ] （Ⅰ）[ ] （Ⅱ）[ ] 該当なし | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |
| ９　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合に、２から６までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◎厚生労働大臣が定める基準　３の２次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523別表第１の７の注平18厚告543の３号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出[ ] 有り[ ] 無し | [ ] 適[ ] 否[ ] 該当なし |

常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数

別表１【◎居宅介護・同行援護・行動援護】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月間延べサービス提供時間 | （２）の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 450時間以下 | １ | 　　１ |
| 450時間超900時間以下 | ２ | １ |
| 900時間超1,350時間以下 | ３ | ２ |
| 1,350時間超1,800時間以下 | ４ | ３ |
| 1,800時間超2,250時間以下 | ５ | ４ |
| 2,250時間超2,700時間以下 | ６ | ４ |
| 2,700時間超3,150時間以下 | ７ | ５ |
| 3,150時間超3,600時間以下 | ８ | ６ |
| 3,600時間超4,050時間以下 | ９ | ６ |
| 4,050時間超4,500時間以下 | 10 | ７ |
| 4,500時間超4,950時間以下 | 11 | ８ |
| 4,950時間超5,400時間以下 | 12 | ８ |
| 5,400時間超5,850時間以下 | 13 | ９ |
| 5,850時間超6,300時間以下 | 14 | 10 |
| 6,300時間超6,750時間以下 | 15 | 10 |
| 6,750時間超7,200時間以下 | 16 | 11 |

別表２【◎居宅介護・同行援護・行動援護】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従業者の数 | （２）の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 10人以下 | １ | 　　１ |
| 11人以上20人以下 | ２ | １ |
| 21人以上30人以下 | ３ | ２ |
| 31人以上40人以下 | ４ | ３ |
| 41人以上50人以下 | ５ | ４ |
| 51人以上60人以下 | ６ | ４ |
| 61人以上70人以下 | ７ | ５ |
| 71人以上80人以下 | ８ | ６ |
| 81人以上90人以下 | ９ | ６ |
| 91人以上100人以下 | 10 | ７ |
| 101人以上110人以下 | 11 | ８ |
| 111人以上120人以下 | 12 | ８ |
| 121人以上130人以下 | 13 | ９ |
| 131人以上140人以下 | 14 | 10 |
| 141人以上150人以下 | 15 | 10 |
| 151人以上160人以下 | 16 | 11 |

別表３【◎居宅介護・同行援護・行動援護】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | （２）の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 40人以下 | １ | 　　１ |
| 41人以上80人以下 | ２ | １ |
| 81人以上120人以下 | ３ | ２ |
| 121人以上160人以下 | ４ | ３ |
| 161人以上200人以下 | ５ | ４ |
| 201人以上240人以下 | ６ | ４ |
| 241人以上280人以下 | ７ | ５ |
| 281人以上320人以下 | ８ | ６ |
| 321人以上360人以下 | ９ | ６ |
| 361人以上400人以下 | 10 | ７ |
| 401人以上440人以下 | 11 | ８ |
| 441人以上480人以下 | 12 | ８ |
| 481人以上520人以下 | 13 | ９ |
| 521人以上560人以下 | 14 | 10 |
| 561人以上600人以下 | 15 | 10 |
| 601人以上640人以下 | 16 | 11 |

別表４　【◎重度訪問介護関係】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月間延べサービス提供時間 | （５）の①のアのaに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 1,000時間以下 | １ | 　　１ |
| 1,000時間超2,000時間以下 | ２ | １ |
| 2,000時間超3,000時間以下 | ３ | ２ |
| 3,000時間超4,000時間以下 | ４ | ３ |
| 4,000時間超5,000時間以下 | ５ | ４ |
| 5,000時間超6,000時間以下 | ６ | ４ |
| 6,000時間超7,000時間以下 | ７ | ５ |
| 7,000時間超8,000時間以下 | ８ | ６ |
| 8,000時間超9,000時間以下 | ９ | ６ |
| 9,000時間超10,000時間以下 | 10 | ７ |
| 10,000時間超11,000時間以下 | 11 | ８ |
| 11,000時間超12,000時間以下 | 12 | ８ |
| 12,000時間超13,000時間以下 | 13 | ９ |
| 13,000時間超14,000時間以下 | 14 | 10 |
| 14,000時間超15,000時間以下 | 15 | 10 |
| 15,000時間超16,000時間以下 | 16 | 11 |

別表５【◎常勤サービス管理責任者３人以上等　居宅介護・同行援護・行動援護】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | （２）の①のアのdに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 50人以下 | ３ | ３ |
| 51人以上100人以下 | ３ | ３ |
| 101人以上150人以下 | ３ | ３ |
| 151人以上200人以下 | ４ | ３ |
| 201人以上250人以下 | ５ | ４ |
| 251人以上300人以下 | ６ | ４ |
| 301人以上350人以下 | ７ | ５ |
| 351人以上400人以下 | ８ | ６ |
| 401人以上450人以下 | ９ | ６ |
| 451人以上500人以下 | 10 | ７ |
| 501人以上550人以下 | 11 | ８ |
| 551人以上600人以下 | 12 | ８ |
| 601人以上650人以下 | 13 | ９ |

別表６【◎重度訪問介護関係】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | （５）の①のアのbに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 20人以下 | １ | １ |
| 21人以上40人以下 | ２ | １ |
| 41人以上60人以下 | ３ | ２ |
| 61人以上80人以下 | ４ | ３ |
| 81人以上100人以下 | ５ | ４ |
| 101人以上120人以下 | ６ | ４ |
| 121人以上140人以下 | ７ | ５ |
| 141人以上160人以下 | ８ | ６ |
| 161人以上180人以下 | ９ | ６ |
| 181人以上200人以下 | 10 | ７ |

別表７【◎重度訪問介護関係】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者の数 | （５）の①のアのcに基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数 | 常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者 |
| 10人以下 | １ | １ |
| 11人以上20人以下 | ２ | １ |
| 21人以上30人以下 | ３ | ２ |
| 31人以上40人以下 | ４ | ３ |
| 41人以上50人以下 | ５ | ４ |
| 51人以上60人以下 | ６ | ４ |
| 61人以上70人以下 | ７ | ５ |
| 71人以上80人以下 | ８ | ６ |
| 81人以上90人以下 | ９ | ６ |
| 91人以上100人以下 | 10 | ７ |
| 101人以上110人以下 | 11 | ８ |
| 111人以上120人以下 | 12 | ８ |
| 121人以上130人以下 | 13 | ９ |
| 131人以上140人以下 | 14 | 10 |
| 141人以上150人以下 | 15 | 10 |
| 151人以上160人以下 | 16 | 11 |